

一番身近な法律～法律改正から著作権法を考える

NPO 著作権教育フォーラム

大貫 恵理子

1. はじめに

最近では、友達に CD を借りて楽曲をダビングしたり、DVD のコピーガードを解除してコピーしたりなどという行為は、あまり見かけなくなったように思います。それよりも、インターネット上のサイトからダウンロード(DL)するほうがはるかに簡単で、費用も掛からない、「お金を出して買うなんて情弱(情報弱者)のすることだ」という意識が、一般的になってきているように思えます。このような行為が行われているのはアンダーグラウンドなサイトとは限りません。個人のブログに視聴先の URL が記されていたり、有名な動画投稿サイトに、アニメが全話アップロード(UL)されていたり、昨夜の放送番組を観ることができたりします。実際の、世界中のサイトのどこかには、大体お目当てのファイルが存在しており、それらは案外簡単に見つけることができますし、どのサイトに行けばいいかといった情報網はとても正確に広がっています。その是非や目的はともかく、皆さんも 1 度くらいは利用したことがあるのではないのでしょうか。

先般、著作権法が改正になりました。今回の法改正では「違法ダウンロードの刑事罰化」¹⁾が大きな話題となりました。ネット上ではたくさんのうわさが飛び交い、活発な議論が行われていましたが、実際にはどのような条文なのでしょう。

2 楽曲・アニメ・バラエティ番組を手に入れたい!

例① 昨日発売になった●●の新曲を聞きたい…

- A「CD 買ったり DL 販売で購入したりしてない？」
 B「DL して聞いたよ、このサイトに上がってる」
 C「そのサイトからコピーしたからコピーしてあげる」

例② アニメのブルーレイ BOX セットが発売になったけど、高くして購入できない…

- A「あ、動画投稿サイトに全話 UL されている！」
 B「DL できるサイトの URL をメールで送ってやるよ。説明は外国語だけど、やり方も書いておくね…」

C「だったらもう DL してあるから圧縮ファイルを添付してメールするよ」

例③ 昨夜面白い番組を放送していたけれど、見逃してしまった…

- A「動画サイトで探したけど見つからないんだ。誰か録画してない？」
 B「このサイトから DL してみたよ」
 C「DL したファイル持ってるけど見る？」

例えばこんな状況は、みなさんには日常的ではないでしょうか。例①～③の行為を著作権法から考えてみましょう。

【例①の場合】

購入した友人が A の個人的な視聴のために CD や MP3 プレーヤーを貸してくれたとすれば、個人利用の範疇として認められるでしょう²⁾。

B の行為は UL 先がレコード会社などの公式サイトであれば問題はありますが、個人がブログや動画共有サイトに違法に UL したものと解つていながら DL すれば、先日の改正によって刑事罰の対象となります。

C は違法 UL されたサイトから DL し、さらにそれをコピーするのですから、今回の罰則の対象であり、かつ従来の著作権法でも違法となる行為です。

【例②の場合】

A は自力で UL されたサイトを見つけました。その UL は違法 UL なので UL した人は当然著作権侵害での刑事罰の対象になります。しかし A がそれを DL せずに視聴だけしていたのであれば、実は違法ではありませんし、刑事罰の対象でもありません。おや、と思われたかもしれません。解説はあとに回します。

B の行為は、親切に違法 UL 先を教えているだけです。C は更に親切に DL したファイルを添付して送る

と言っています。これはもちろん違法 UL 先からの DL ですから、C の行為は違法であり刑事罰の対象です。しかし、このメールを受け取って添付ファイルを楽しんだからといって A の行為は違法でも刑事罰の対象でもないのです。さらにややこしくなってきましたが、先に進みます。

【例③の場合】

B、C の行為は両方とも違法です。しかし罰則の対象ではありません。そして C の申し出を受けて A が C からファイルをもらって視聴しても、違法ではありますが罰則はありません。

3. 「違法ダウンロード刑事罰化」とはこんな内容

平成 24 年 10 月 1 日に施行³⁾されるこの法律の条文の概要は、次のようなものです。

「私的使用の目的を持って、有償著作物を、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、又はこれの併科」

この文言を理解するために、著作権法の基礎的な知識も合わせて確認しておきましょう。

3.1 「私的使用の目的をもって…」

著作権法は「思想感情を創作的に表現したもの＝著作物」について、創作者たる作者の権利である著作権を保護するための法律です。「著作権」というのは一つの権利を指すのではなく、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、頒布権…とその利用毎の権利の総称です。

著作物は原則、作者の許諾がなければ利用出来ません。しかし、自分で音楽を楽しむ(演奏権)とか、学校で教科書を音読する(口述権)、教材資料をコピーする(複製権)などの場合、一つ一つ権利者に許諾をとることは不可能です。そこで権利が働かない場合(著作権の制限)を著作権法第 30 条から 50 条の間にかけて規定しています。その中に「私的使用のための複製」(第 30 条)や「学校等教育機関における複製」(第 35 条)などがあり、一定の条件を満たせば権利者に無断で使用することが出来る場合があります。

従って私的使用目的で著作物を複製することは、

本来は著作権が制限される行為ですので、無断で出来るはずなのです。しかし、「違法 DL 刑事罰化」の文言では「私的使用の目的であっても…違法 UL された著作物の録音録画は NG だ」と定めているのです。

3.2 有償著作物

「有償著作物」という文言は今回初めて規定⁴⁾されたものです。簡単に言うと、市販 DVD や DL 販売など販売されているもの、ペーパービューのように視聴料を支払って視聴する放送などを指します。従って、無償で放送されている放送番組は当てはまらないのです。

3.3 「侵害する自動公衆送信」

UL は著作権法では公衆送信権に該当する行為です。著作権または著作隣接権を侵害するというのは、つまり著作権法侵害をしているということです。

例えば CD から楽曲を無断で UL すれば、楽曲の作詞家作曲家の著作権と、演奏しているアーティスト＝実演家の権利、楽曲を最初に固定したレコード会社の権利を同時に侵害することになるのです。著作権は作者の権利ですが、実演家、放送局、レコード会社の権利である著作隣接権の侵害についても注意が必要です。

3.4 「録音又は録画」

録音又は録画は複製⁵⁾に当たります。DL も複製です。ストリーミング方式で視聴する場合、パソコンに一時的にキャッシュが複製されますが、これは複製とはみなさないと規定されています⁶⁾。

3.5 「自らその事実を知りながら…」

もしも違法 UL だと知らなかったのだとすると、侵害行為には該当しません。

以上から、先ほどの 3 つの例を改めて考えると、例①は有償著作物をコピー(録音録画)した点、例②は有償著作物の違法 UL と知っていたけれど、録音録画はせずに視聴した点、メールに添付された圧縮ファイルは違法 DL のたまものですが、メールは個人に送信されるもので、「自動公衆送信」ではない点、例③は有償著作物ではない点

が、それぞれポイントになります。

更に簡潔にまとめると、次の4点に注意するということでしょう。

- ・その著作物(楽曲・アニメ等)は違法にULされたものか
- ・違法ULと知っていたか
- ・その著作物は市販(DL販売、VOD等含む)されているものか
- ・ストリーミングで視聴したのかではなく、インターネットからDLしたかどうか

4. 著作権法とは何か

著作権法は、法律全体の中では民法の特別法という位置付けです。民法は社会生活のルールの基本であり、また、個人の意思の尊重を具体的にうたったものです。法律とは基本ルールなのですから、毎年のように改正される法律というのは珍しいのですが、著作権法はたびたび改正の行われる法律です。それは著作権法が規定する内容が、とても身近であるためでしょう。私達は小説、絵画、漫画、TV番組、映画、といった著作物に囲まれて生活していますし、日々著作物を創作する著作者でもあるのです。先述の通り著作物は「思想感情を創作的に表現した」もので、特許等のように出願登録といったプロセスも必要ありませんし、プロかアマか、大人か子供かなどといった区別もありません。

絵画や小説等の芸術作品を創作しようと意識したものだけが、著作物なのではありません。話す、作文を書く、授業をする、絵を描く等自分の感情や考えを自分らしく表現したものは、全て著作物です。ですから、偶然にも似通った表現が、互いに知らぬまま創作される可能性もあります。そしてその場合でも、偶然であることが立証されれば、二つの著作物はそれぞれ著作物として認められるのです⁷⁾。

著作権法の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」です。著作者等の権利とは、著作権、著作隣接権であり、権利を保護することで、新たな創作意欲を生み出し、文化を継承していくことが期待されているのです。

「著作権」と聞くと、直ぐに「侵害」とか「違法」といったイメージが浮かびやすいかと思います。今般の「違法ダウンロード刑事罰化」も、違法行為は罰せ

られるということを全面的にアピールしているようにも思えます。しかし、少し考えてください。何故このような規定が必要になったのか、ということ。

楽曲でも映像でもそれを制作する知的創造作業は大変な労力ですし、一つの作品を世に送り出すために大勢の人が関わり、たくさんの資金が必要になります。現在では、創作活動は経済活動と密接につながっています。ただで視聴できればうれしいと、私たちは素直に思ってしまうでしょう。しかし作品が売なければ次の創作活動につなげられません。「文化の発展に寄与する」ために、違法行為の取締、罰則を強化したのだと考えることが出来ます。

しかし一方で、著作物は「思想感情」を具現化したものですから、言論の自由と深い関係を持っています。単なる経済活動ではないのです。著作(権)者に与えられた著作権という権利は、とても強大な独占的排他的権利です。著作(権)者は、自分の著作物の利用について諾否を決定することが出来ます。しかも特に合理的な理由を必要としません。「嫌いだから許諾しない」でもいいのです。逆に他人が無断で著作物を利用していても、著作(権)者全員が、その行為が自分の表現・創作活動に合致していると容認すれば、問題とはなりません。著作権法は著作(権)者の「表現の自由」を尊重しているのです。

今般の「違法ダウンロード罰則化」も、著作(権)者が告訴しない限り、訴訟は出来ません。著作権侵害は、著作者自身の同意がなければ公訴出来ない親告罪を原則としているのです。

言論の自由との関係から、著作権が制限されることもあります。著作権法第32条に定める「引用」です。著作権法に定める「引用」とは、「公表された著作物は報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内では、無許諾で使用できる」というものです。他人の意見＝著作物が利用出来なければ、自由な批評や批判は出来ないからです。但し、この場合にも非常に厳密な条件が課されます。他の著作権の制限事項もそうですが、著作権が制限されるからといって何でも好き勝手に出来る訳ではないのです。

「文化の発展に寄与する」ための著作権法ですが、技術の発達に追いついていない側面もあると言われることがあります。新しいメディアが出現する度に、既存の権利が当てはまるのか、新しい権利を創出するのか議論しなければなりません。権利の創設は、

著作権者の権利拡大と公共の福祉の関係(著作権の制限)も考慮しなければなりません。

法律は社会ルールであるがゆえに、技術や価値観の変化に対して最後にその変容を受け入れることになるのです。しかし市井では新しい概念がどんどん進み、メディアと著作物の利用はますます多様になっていきます。

5. 進化する著作権法

著作権法は著作物の利用について著作権者の権利を定めたものですが、著作者は利用許諾に際して別途条件を定めることが出来ます。例えば、許諾の対価を支払うとか、氏名を表示するなど、許諾者である著作権者と利用者との間で自由に契約を締結することが出来ます。

あらかじめ、著作権者が使用条件を提示しておくことも出来ます。例えば、「自由利用マーク」等はよい例でしょう。



図1 自由利用マーク

他にも技術の発展や利用方法の多様性から、既存の著作権法より少し進んだ考え方で、自らの著作権を主張(主張しないことも含む)する方法も、一般的になってきています。

例えば、「コピーレフト」, 「CC(クリエイティブコモンズ)」という考え方、コンピュータソフトウェアの世界では、「フリーソフトウェア」「GNU」といった価値観も広がっています。

「著作権」は著作権法を基準としていますが、その利用方法には大きな広がりがあるのです。



図2 コピーレフト

6. 最後に

法条文は難しいと思うかもしれませんが。時に一般とは異なる意味で単語が使われていることもあります。文章も国語文法からすれば眉をしかめるようなものばかりです。しかし、条文をゆっくりじっくり読めば、その文意はきちんと伝わります。著作権法は私達に身近であるがゆえに、「わかったような気がする」になりがちですし、誤った議論がしばしば見受けられます。私達は法律の専門家ではありません。文化庁や専門家の解説を読むことは大切なことですが、私達自身でも条文をきちんと読んで、理解するという姿勢が大切ではないでしょうか。

多様な価値観の中、法だけでなく、契約や経済活動といったファクターが条文理解を妨げることがあります。しかし、基本理念に変化はありません。著作権について考えるとき、著作権法第1条(目的)の条文を思い出してください。そしてその意味を自分なりに考えてみてください。

なお、違法ダウンロードの刑事罰化については、文化庁のサイトに「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」と題した解説が載っています。ご参考下さい。

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/)

注釈

- 1) 私的使用の目的をもって、有償著作物等であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているものの著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2) 条文著作権法 30 条
- 3) 国民に対する啓発等及び関係事業者の措置については公布の日(平成 24 年 6 月 27 日)から
- 4) 有償著作物等とは、録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの
- 5) 複製の定義：印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再生することをいい(以下略)
- 6) 著作権法第 47 条の 8
- 7) 「記念樹事件」(高判平成 14 年 9 月 6 日)「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」(最判昭和 53 年 9 月 7 日)等参照